



発達障害とは

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

*広汎性発達障害(PDD)は自閉スペクトラム症(ASD)
学習障害(LD)は限局性学習症(SLD)
注意欠陥多動性障害(ADHD)は注意欠如・多動症(ADHD)と表記される場合があります。

知的な遅れを伴うこともあります

注意欠陥多動性障害(ADHD)

- 不注意 (集中できない)
- 多動・多弁 (じっとしてられない)
- 衝動的に行動する (考えるより先に動く)

広汎性発達障害(PDD)

学習障害(LD)

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより

発達障害は、一見ただけではその特性や苦労が分かりにくく、親の育て方や本人の努力不足などと誤解されやすい障害です。また、抱える困難、持っている能力や個性等もさまざまなため、その人の特性や状況に応じた理解と支援が必要となります。

ご利用時間

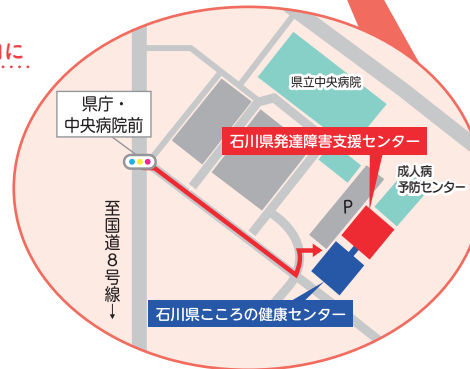
月曜～金曜 8:30～17:15
(年末年始・祝日は除く)

R4年9月改正

交通のご案内



石川県こころの健康センター内に開設しています



交通機関を利用される方へ

JR金沢港口(西口)より
北鉄バス
「中央病院」行「中央病院」で下車。徒歩5分
「工業試験場」行「中央病院」で下車。
又は、「県庁前」行「県庁前」で下車。徒歩10分
タクシー
タクシーのりばより約10分

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目6番地
石川県発達障害支援センター
(石川県こころの健康センター内)

TEL 076-238-5557 / FAX 076-254-5533

ホームページはこちらへ

石川県発達障害支援センター

検索



石川県 発達障害 支援センター

ごあんない





発達障害支援センターの業務

発達障害支援センターでは、発達障害による困難をお持ちの方や、ご家族、関わるすべての方への支援を行っています。

相談・発達支援

- ご本人・ご家族の相談に応じます。
- 家庭生活における関わりの手立てなどを一緒に考えます。
- 福祉制度やその利用の仕方、関係機関を情報提供します。
- 関係機関と連携をとりながら支援を行います。

就労支援

就労関係機関と連携をとりながら、就労に向けての相談や支援を行います。

普及啓発・研修

- 発達障害についての理解を深めるための講演会、支援に携わる人材を育成するための研修会などを企画・開催します。
- ご要望により講師の派遣を行います。

関係機関との連携

家庭、学校、職場などにおいて、ご本人やそのご家族がより充実した生活を送れるように、関係機関との情報交換により、支援体制の調整を行います。



ご利用について

*石川県内にお住まいのご本人とご家族、関係機関の支援者の方からの発達障害に関する様々な相談をお受けしています。

*相談は無料です。

*来所相談は予約制です。



ご本人・ご家族への支援の流れ

— お電話でご連絡ください —
TEL: 076-238-5557

{ まずお伝えいただきたいこと }

- ① どなたの相談を希望しているか (匿名可)
- ② 相談対象者の年齢・性別
- ③ お住まいの地域 (可能であれば市町名)
- ④ どのように当所を知ったか
- ⑤ どのようなことを相談したいか

❗ 当センターは相談機関です。診断や療育、訓練、就職の斡旋は行っていません。

..... 来所相談ご希望

- ご相談内容の確認
- * 1週間ほどお時間をいただき担当者から改めてご連絡します。

..... 電話のみのご相談

(1回15分程度でお願いいたします。)

- ご相談内容の確認
- 他機関に関する情報提供 ・助言等
- * 内容によっては来所相談をお勧めすることがあります。

..... 来所予約

- 担当者からお電話します。
- 来所日時の調整を行います。

..... 持参していただきたいもの

- 母子手帳
- 保育園、幼稚園、学校との連絡帳、通知表など
- 情報提供書

(医療機関に通院している方、他機関で相談している方)

..... 来所相談(約50分程度)

- ご相談内容の確認
- 情報提供、説明、助言等
- * 初めての方には受付票の記入をお願いしています。

..... 継続相談

- 課題の整理
- 支援方法の検討

..... 他機関への紹介

必要に応じて調整を行います。

..... 関係機関との連携による支援

- 所属先(利用機関)との情報交換や調整会議など

..... 関係機関の方へ

関係機関への支援の流れ

電話にてご連絡ください。
 ご相談内容の確認後、連携させていただく内容などを調整いたします。
 *個別のご相談に関しては、原則ご本人・ご家族の了承が必要です。